

## 平成25年 9月 定例会(第3回) 会議録(抜粋)

◆15番(真船和子君) 皆様、おはようございます。公明党を代表し、議長の指示に従い、一般質問を行います。

初めに、子育て支援についてお尋ねいたします。

社会保障制度改革国民会議の報告は、次世代につなげる社会保障の構築として、少子化対策の意義と推進の必要性について、子どもたちの支援は、社会保障の持続可能性、経済成長を確かなものとして日本社会の未来につなげるものであり、社会保障制度改革の基本であることを認識し、取り組むべきであると言われております。私は、子育て支援が社会保障の一つと位置づけられ、子ども・子育て支援新制度による恒久財源が確保されていくことは、歴史的に大きな一歩であるものと考えます。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもたちの健やかな成長を保障することを主眼としているものであります。そこで、国は、喫緊の課題である待機児童の解消について、できることから対策を打つ必要があるとし、平成27年度からの新制度のスタートを待たずに、待機児童の解消をさらに加速させるために、待機児童解消の加速化プランを発表、351自治体が参加をしております。そこで、このプランに伴う本市の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、保健福祉行政についてお尋ねいたします。

誰もが一生のうちで避けて通ることのできない介護の問題は重要なテーマであります。本市の介護保険の実態を見てみますと、第5期介護保険事業計画期間内の介護サービス・介護予防に係る給付費と事業費の合計は、第4期と比較しますと、約60億円、31%増の256億2,000万円余りとして見込まれております。高齢化が進む第6期以降も、同様に給付費等の伸びは避けられないものと考えております。

私は、従来より、介護度の低い人が重くならないように、元気な人が介護状態にならないように、徹底した予防対策が必要であることを何度もこの議会で要望してまいりました。そして、第5期介護保険事業計画の中には、介護予防ケアマネジメントシステムの導入を要望してまいりました。また、介護施設の基盤整備、在宅介護の支援体制の充実、地域全体で高齢者を支えるネットワーク体制の強化、地域での買い物などの外出支援サービスなど、地域で安心して暮らせる医療・高齢者対策の推進を積極的に求めてまいりました。

そこで、1点目、高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の取り組み状況についてお伺いいたします。

2点目に、健康づくりと疾病予防対策の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてお尋ねしてまいります。

1点目、給食アレルギー事故防止についてお尋ねします。

昨年12月に東京調布市の小学校児童が学校給食による食物アレルギー、アナフィラキシーショックによって、とうい命を落とすという痛ましい事故がありました。この事故を受けて文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議が中間報告をまとめました。1点目、2008年に全学校に配付したガイドラインの活用の徹底。2点目、各学校に合わせたマニュアルづくりの必要性。3点目、教職員の研修の必要性。4点目、エピペン使用について、日ごろから消防署との間で情報共有等、連携していくことなどであります。そこで、本市の給食アレルギー

ギー事故防止対策についてお伺いいたします。

2点目に、通学路の安全対策の進捗状況についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願いいたします。

それでは、真船議員の御質問にお答えしてまいります。3番目の教育行政については、教育長が答弁をいたします。3日ぶりの答弁ですね。

それでは、大きな1つ目、子育て支援について1点、待機児童解消加速化プランに伴う本市の具体的な取り組みにつきまして、お答えいたします。

待機児童解消のための取り組みを一層加速させるために、平成25年4月19日、国から待機児童解消加速化プランが発表されました。この加速化プランは、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的ニーズも含め約40万人分の保育の受け皿を確保するため、集中的に保育所整備と保育士の確保につきまして国が自治体に対し支援する仕組みとなっております。また、取り組み期間は、平成27年4月1日施行予定の子ども・子育て支援新制度までの2年間を緊急集中取り組み期間といたしまして、平成27年度以降は新制度で弾みをつける取り組み加速期間となっております。

具体的な支援策としては、賃貸方式の国有地も活用いたしました保育所整備、保育の量拡大を支える保育士の確保、小規模保育事業などの新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援、事業所内保育施設への支援の5つであります。

この加速化プランへの本市の対応であります。現在喫緊の課題であるJR津田沼駅南口地域に定員120名程度の受け入れ枠を拡大するための認可保育所整備事業、並びに、今回の補正予算で審議をお願いしておりますが、現在市内にある4カ所の民間認可保育所で働いている保育士の処遇改善を図るため、事業主に対し補助をする保育士等処遇改善臨時特例事業に取り組んでおります。なお、保育所整備につきましては、平成27年4月開園の保育所誘致に向け、公募に向けた作業に取り組んでいるところであります。また、今後も子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、国有地等を活用した認可保育所整備、認可を目指す認可外保育施設への支援、既存施設の受け入れ枠の拡大の3点に取り組んでまいります。

続いて、大きな2点目、保健福祉行政について2点、(1)高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画についてお答えいたします。この計画は、老人福祉法と介護保険法の2つの法律に基づいた計画ですが、本市では、策定する際一本化しており、この計画をまとめて第5期計画と呼んでおります。

第5期計画では、高齢者が健康を保ち、できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、健康づくりや介護予防を図るとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心した生活を継続できるように、地域包括ケアの推進を図ることを趣旨としております。この趣旨にのっとり、健康づくりとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5点を一体化して提供できる体制の構築により、取り組むことを課題としております。

そこで、第5期計画では、これまで、健康づくりから介護予防までの支援体制の充実として、機構改革による保健部門と高齢者福祉部門の体制強化、地域包括支援センターの民間委託の実施、高齢者の外出を支援するタクシー券の配付や、地域による高齢者の見守りの活動の推進などに

よる生活支援サービスの充実、さらには高齢者の在宅生活の基盤となります。高齢者の住まいとして、民間によりサービス付き高齢者向け住宅の整備を支援してまいりました。また、現在、ヘルパーによる定期訪問だけでなく、随時訪問により、24時間の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービス事業者の公募を実施し、介護サービスの充実に取り組んでいるところであります。

このほか、第5期計画では、認知症支援策の充実を重要な課題としており、現在、認知症サポーター養成講座の実施や認知症メモリーウォーク、シンポジウムの開催に向けて取り組むなど、地域で認知症に対する正しい理解の普及・啓発に取り組んでいるところであります。

第5期計画の中間点に差しかかった現在、地域包括ケア体制を構築する上での課題としては、高齢者の個別具体的なニーズに対応するには、介護保険制度などの公的サービスだけでは不十分なため、地域住民などによる高齢者の支援がさらに必要となること、また、在宅介護サービスとともに、在宅医療サービスの充実・連携が必要なことなどがあります。この地域包括ケア体制の構築につきましては、第5期計画で目標と位置づけておりますが、高齢化がピークを迎える平成37年を最終目標といたしまして、今後の計画においても最重要課題として取り組んでまいります。

私からの答弁の最後ですが、(2)健康づくりと疾病予防策についてお答えいたします。先ほど、第5期計画において、住みなれた地域で安心した生活を継続するため、健康づくりや介護予防を推進していくことが必要であると述べさせていただきました。また、本年度施行された通称健康なまちづくり条例では、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策をさらに充実させる必要があるとしております。

そこで、疾病予防策につきましては、糖尿病に着目いたしまして、糖尿病重症化予防健康相談事業を今年度より実施したところであります。糖尿病は、初期の状態では自覚症状がないため、治療せずに放置されがちな病気です。後に腎症や網膜症、そして神経症という重篤な合併症を起す可能性があります。そして、将来的には慢性腎疾患や心筋梗塞、脳梗塞を発症すると言われており、日常生活に支障が出てくる疾患であります。

厚生労働省の2011年国民健康・栄養調査によりますと、成人に4人に1人以上が糖尿病か、その予備群であることが明らかとなりました。本市の平成23年度国民健康保険特定健康診査受診状況におきましても、糖尿病の予備群が県と比較して高い現状にあります。また、本市の国民健康保険被保険者のうち糖尿病等により人工透析を開始した方は、平成25年3月31日現在101名であり、年々増加しておりますが、県内では比較的少ない人数となっております。

糖尿病重症化予防健康相談事業の対象者は、40歳から64歳の特定健診を受診した方のうち、特定保健指導には該当しないが、糖尿病発症のリスクを有している方です。また、その中で主治医がいる方、主治医がいらっしゃる方につきましては、主治医の了解を得た上で対象としております。

相談方法といたしましては、保健師、管理栄養士が個別に生活習慣の改善や必要な医療を継続できるよう支援しており、その相談期間は継続して原則6カ月としております。

平成25年1月から3月と6月の受診者のうち、当該事業対象者は55名でありまして、現在、そのうち既に14名に対して健康相談を始めたところであります。そして、相談終了時点での生活習慣の改善状況や次年度の健康診査結果等を分析・評価し、今後の支援方法等、事業手法にも生

かしてまいります。

今後も、糖尿病の治療を受けている方に対しての重症化予防や、糖尿病予備群の方に対しての発症予防を実施し、さらなる疾病予防の推進を図ってまいります。

次の教育行政についての質問は教育長が答弁をいたします。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、真船議員からの一般質問になります、教育行政について、(1)給食アレルギーの事故防止についてという御質問にお答えをいたします。

アレルギー疾患の児童・生徒が安心して学校生活を送るため、平成20年3月、国が学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを作成しました。このガイドラインを活用し、確実に実行していくことが重要であると認識をしております。

教育委員会では、国のガイドラインを全ての学校に配付し、研修を行い、アレルギーの事故防止に努めてまいりました。さらに、本年6月、千葉県より、各学校において食物アレルギー対応マニュアルを作成するよう通知があり、現在、作成に取り組んでいるところであります。

一方、アナフィラキシーショックに至ったときに病院で治療を受けるまで補助治療剤として使用するエピペンを交付されている児童・生徒が増加をしております。このアナフィラキシーとは、皮膚のかゆみやくしゃみなどの初期症状があらわれてから、数分後に血圧が急激に低下し、呼吸困難、意識がなくなるなど、直ちに対応しないと生命を脅かすような危険な状態のことをいいます。このような状況に対応するため、教育委員会では、食物アレルギーの研修を強化し、小中学校の管理職を含め栄養士、養護教諭、保健主事などを対象に、本年5月から現在までに4回、研修の開催をいたしました。

なお、保護者から、エピペンを持参する児童・生徒の連絡を学校が受け取った場合は、養護教諭が中心となって、随時、校内の全職員に対して、エピペンの接種方法について講習会を開催しております。

このように、全体的な研修とそれぞれの学校でのマニュアル作成及びエピペン講習会を開催しておりますが、もしアナフィラキシーショックが起こった場合には、エピペンの使用とともに、救急車を要請し、一刻も早く医療機関につなげる必要が出てまいります。

そこで、最後に、救急隊との連携について、お答えをいたします。学校では、国のガイドラインに基づき、給食時における食物アレルギー事故防止のため、アレルギー疾患があり、学校での配慮や管理が必要とされる児童・生徒につきましては、学校生活管理指導票により保護者から情報をいただいております。この管理指導票は、主治医が症状や給食など学校生活上の留意点を記載したもので、保護者の同意のもと、教職員全員が情報を共有し、緊急時には校内の救急態勢に基づき、速やかにその内容を救急隊に申し送りし、救急搬送に協力しております。今後も保護者、学校、消防本部との緊急時の連携を強化し、学校生活での児童・生徒の安全・安心に取り組んでまいります。

次に、(2)になります、通学路の安全対策についてという御質問にお答えをいたします。

本市の取り組み状況については、昨年7月、道が狭く、歩道もないところなど要注意箇所33カ所を、学校、道路管理者、警察による緊急合同点検を実施し、改善を図ったところであります。また、今年度は、通学路の危険箇所について、学校、道路管理者、警察が共通理解し、地域全体で安

全対策を講ずるとともに、お互いに情報提供できる意見交換の場を設けることが必要なことから、通学路安全対策協議会を設置いたしました。7月1日に第1回の会議を開催し、学校、教育委員会、関係機関が連携して、通学路の合同点検の実施や安全対策の検討について確認を行いました。

次に、第2回の会議を行い、7月16日から18日までの3日間、市内全小学校の通学路について合同点検を実施し、学校、道路管理者、警察の3者が通学路の実際の危険箇所を点検し、共通理解を図りながら、具体的な対応策を協議いたしました。今回、点検を実施した箇所は29カ所で、警察のアドバイスをもとに、道路管理者は、ドライバーへの注意喚起の路面表示を行ったり、ポールの修理、電柱幕を張ったりしていくこと、学校は、通学時の見守りや児童の安全指導などで、通学路の安全対策を図っていくことなどを検討しました。

さらに、今後は10月21日に第3回の会議を予定しており、会議では、合同点検の具体的な対策結果の報告と来年度以降の活動について検討をまいります。

以上、第1回目目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。では、順を追いまして再質問に入らせていただきます。

初めに、子育て行政であります。

子育ても、仕事も頑張りたい。生活のために、どうしても仕事に行かなければいけないお母さん。でも、子どもが保育所に入れません。これが子育てママの現実の切実な声であります。

先日、私も、習志野市に認可外保育所ができましたということでございましたので、その認可外保育所に行かせていただきました。そこには数名、乳児を抱いたお母さんがいらしておりました。本当に3月に産休が明けるという中で、現実、今、申し込みをしないと、3月、職場復帰ができないということで、説明会を受けた後、すぐ申し込みをされておりました。また、違う認可保育所に行かせていただきましたときには、ほとんど、おなかの大きいお母さんが申込みに来ているんです。予約をしなければ産休明けに入れられない。こんな状態が一部地域で今見られている状況でありました。本当に、今、若いお母さんたち、大変だなという思いで、私も帰ってきた次第でございます。

きょうの新聞等の報道によりますと、全国的には待機児童が約2,000人減っているという、新聞が載っておりました。ただし、まだ約2万3,000人余りが待機児童として上がっております。その反面、保育所の定員は、前年比でいいますと全国では5万人増。当然、習志野市も当局の資料によりますと、平成20年、この5年間で約200人の定員増が見られているような資料をいただいております。待機児童に関しましては、平成20年4月1日には18名でありました。平成25年4月1日、ことしですね、47名、そのうちの45名がゼロ歳児から2歳児の待機児童。現実問題、待機児童のお子さんはいらっしゃるという認識から質問をさせていただいております。

そこで、今、国が待機児童解消のための加速化プランを推奨しておりますけれども、本市として、来年度ですね、平成26年度の待機児童の予測をどのように見られているのか。また、その予測に対して、どのような対応を見ているのか、お尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) はい。お答えをしたいと思います。来年度の待機児童の予測と、その対応について、どう考えているのかという御質問だと思います。

直近の待機児童の予測としましては、過去の動向から考えますと、増加傾向にあるというふうに

予測をしておるところでございます。大きな要因としましては、皆様も御存じのように、奏の杜地区などの大規模マンション開発による新規児童の増加に加えまして、先ほど真船議員もおっしゃいましたように、社会経済情勢等によって共働き世帯の増加と、そういったものによって保育需要が高まっていくというふうを考えております。

こうした事態への対応としましては、先ほど市長答弁でも申し上げましたように、平成27年の開園に向けた認可保育所の誘致に取り組んでおるところでございますが、近々のこの2年間の対応としましては、来年度開園予定の(仮称)袖ヶ浦こども園開園による受け入れ枠の拡大、また既存施設での受け入れ枠の拡大等で対応する必要があるというふうを考えております。さらには、優良な認可外保育施設の活用ということについても対応してまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

今、部長は3点ほど、(仮称)袖ヶ浦こども園の開園、そして既存施設での受け入れ枠の拡大、そしてまた認可外保育施設の活用という形で対応してまいりたいということでございましたけれども、予測としては25年度より今はふえるという、たしか、部長の御答弁だったと思います。これだけ対応してもふえるの見込みますか、それとも減ると見込みますか、お尋ねします。

◎こども部長(若林一敏君) 待機児童の予測というのは非常に難しいだろうと思いますが、最近の動向を見ますと、保育所の受け入れ枠を拡大しても、それを上回る需要が来ているという状況がございますので、残念ながら、ふえていくのかなというふうに想定をしているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

本日の新聞の報道によっても、待機児童という定義は曖昧であるというようなことも言われておりまして、自治体によってそれぞれ、また判断が違ってきているという中でございますけれども、本市もこども部を見ていると一生懸命やっていたという姿というものは、私も本当によくわかってる次第でございます。今、なかなかそれでも厳しいという中で、平成26年度の待機児童の解消に向けて、課題と、それから対応策について、もう一度お尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) はい。課題と、その対応策という御質問でございます。先ほども申し上げましたように、近々におきましては、(仮称)袖ヶ浦こども園の開園、既存施設の受け入れ枠の拡大、優良な認可外保育施設の活用ということで対応してまいりたいと考えておりますが、その課題として考えておりますのは、まずは、既存施設の受け入れ枠の拡大におきましては、各施設の面積的な条件というのもございますが、まずは保育士の確保というものが問題であろうというふうに考えております。

この保育士の確保というのは、全国的な待機児童対策におきまして非常に全国的にも重要な課題だというふうに認識しております。今年度におきましても、正規職員の年度途中採用を実施したところでありますけれども、今後におきましても、関係部局と協議を重ねながら、保育士の確保に取り組んでいく必要があるだろう、そういうふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

年度途中職員の採用は何名でしょうか。

◎こども部長(若林一敏君) はい。ことし10月1日に一応3名ほど採用する予定となっております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

全国的にも、前回の議会でもお話しさせていただきました、保育士さんの確保が困難な現状になっているということでありますけれども、こういう中で、先日もお話が議会で出ていましたが、潜在的な保育士さん、この方たちに対する対応ですね、どのようなことを考えているのか、本市の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

◎こども部長(若林一敏君) はい。先ほど、保育士の確保が課題であるというふうに申し上げましたけども、今後についても、その確保については、関係部局と協議を重ねてまいりたいと考えておりますが、全国的なそういう保育士の確保の問題につきましては、千葉県では、去る8月の6日にちば保育士・保育所支援センターを開設しております。これは国の安心こども基金による特別対策事業の保育士・保育所支援センター開設等事業を活用した中で、千葉県社会福祉協議会が設置・運営する千葉県福祉人材センター内に開設されたもので、センターでは保育士再就職支援コーディネーターを設置をいたしまして、潜在保育士等の再就職支援や現場復帰を推進しようとするものでございます。

具体的な取り組み概要を少しお話しを申し上げますと、まずは、保育士再就職支援コーディネーターを配置をいたしまして、保育士の求人情報の把握と公開、潜在保育士等からの求職情報の把握と就職先の提案、潜在保育士等からの就職相談などを実施します。また、求職者のニーズに当たった研修といたしまして、保育実技や安全管理等の研修、保育所見学と就職相談会を組み合わせた再就職支援研修、再就職を支援するための研修などを実施をいたします。さらに、保育士養成施設の学生を対象といたしまして、保育士養成施設と連携し、就職説明会などの実施や現役保育士と養成施設の学生の交流会の実施などを予定しているというふうにお伺いしております。

このように、千葉県におきましてセンターを設置し、事業に着手したばかりでございますので、本市といたしましては、このセンターの事業展開に期待を申し上げますとともに、センターとの連携や情報交換を密接に行いながら、保育士の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

県で設置していただきました、このセンターには、あらゆる都市部ですよ、船橋、八千代、市川、そういうところからも手を挙げて、保育士の確保という点にはどこもが、どこの市も一緒になって、ここに保育士の確保に向かってくると思っております。そういう中で、本市は、やっぱり独自のきちんとした労働環境――今、臨採職員の方の環境というものも大変であるということも伺っておりますけれども、これは質問じゃなくて、要望にかえますけれども、やっぱり労働環境また業務改善ですね、ここのマニュアル等を作成しながら、働く環境を変えていく、そして待遇改善、これもしっかりやっていただくという中で、人材の確保に取り組んでいただきたいことを要望させていただきます。

それから、もう一点、先ほど市長のお答えの中で、習志野市は平成27年度、この4月に開園を予定します認可保育所の公募を行っていきたいということ、施設整備をしていきたいというお話がございました。それにかけて、これから公募していきたいというお話でありましたけれども、この件に関しての具体的な取り組み内容とスケジュールについてお尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) はい。平成27年度に開園を予定している認可保育所の内容と、そのスケジュールについてということで、お答えをしたいと思います。

今後、奏の杜地区に認可保育所を誘致に向けて、現在、公募作業を行っているところでございますが、その手法としまして、まずは全庁的にまた協議を重ねていくということで考えておりますけれども、担当部としましては、今のところ、事業主の方の提案型での募集を行いたいというふうに考えているところでございます。

規模といたしましては、保育所用地の面積によりまして60名から120名程度としまして、年齢別の定員は、年齢が上がるにつれて多くなるように構成することを基本にしたいというふうに考えております。これは途中で入所を希望する児童のため、また年齢に応じて集団での保育を実施するためでございます。ただし、待機児童の年齢を鑑みますと2歳児までの乳幼児が多いことから、習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準に基づきまして、定員のおおむね2割以上は3歳未満児を入所させることにしたいというふうに考えております。

なお、定員設定につきましては、今後、選定される事業者と十分協議し、習志野市の実情に即した定員設定となるよう努めてまいりたいと考えておりまして、なるべく速やかに公募作業を行いたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。きちんとしたスケジュールがまた今後出てくるものと思いますので、御期待申し上げます。

最後に、ある2市の例をお話しさせていただきます。これは中身ということよりも、この話から何を受けとめていくのかという視点で話をさせていただきます。市の規模が違いますので、事業的なものとか、そういうものとは全く違うものでございます。

札幌市では、市長が2014年度末までに待機児童をゼロにしていくことを表明し、補正予算案を示されました。そして、この10月から保育コーディネーターを市内に配置をし、そして市民の皆様のニーズを把握していく、こういうもの、これを2年間の特例措置として行う、このような記事が載っておりました。

もう一点は、これも何度も話してありますが、横浜市の職員に対する質問の記事が載っておりました。具体的にどうやって待機児童をゼロにしたのですかという一このゼロという定義自体がまたそれぞれだと思えますけれども、質問したときに職員の方がお答えになられたのは、一番大きかったのは、市長の指示で予算と職員を重点的に配置したこと。また、行政、職員が本気で待機児童ゼロにすると意識改革をしたこと。地域ごとの保育のニーズを徹底的に調査・分析をしたこと。まさにやる気があったということに尽きるという記事でありました。

そして、横浜市長にインタビューを向けたときに、「私は民間出身であります。民間の当たり前という部分でありましょうけれども、おもてなし行政、民間出身であるので、民間経験から、おもてなし行政をしたまでです」という、このような記事が載っておりました。まさに、今課せられている課題を十分検証しながら、市民におもてなし行政ができることを御期待申し上げます、子育て支援の質問を終わらせていただきます。

続きまして、保健福祉行政について、お話を換えさせていただきます。先ほど、市長からもお話をいただきました。ありがとうございます。

第5期保健事業計画では、地域包括ケアシステムの推進が図られております。その一つのサー



ビスとして、先ほど市長からもございましたけれども、24時間定期巡回・随時対応サービスであります。このサービスは、皆様御存じのように24時間ですので、一日複数回、そして短時間の訪問、利用者からの随時の呼び出し、こういうものに依るものであります。在宅介護を進める上では、この需要が多いという部分は十分認識できるんですけども、深夜であったり、夜間の対応が中心になってくると、介護の現場で働く方々は、仕事の負担の重さに比べて給与水準が安いということも指摘されており、介護現場でも、先ほどの保育士の現場でも同じなんですけど、本当に大変なところの人材の確保が課題になってきております。そのようなことから全国的にも10%も満たない、全国の自治体の中でも、まだまだわずかな自治体でしか、介護事業者の参入ができていないという実態も踏まえまして、国も、これから再度検討していくということでもありますけれども、本市が第5期事業計画の中で公募していくとお話ございました。この課題を抱える介護事業者の参入に対する対策をどのように、これから公募を行うということですが、考えていらっしゃるのか。

また、聞きますと、この8月、9月で公募していきますということでもありますけれども、なぜ今この8月、9月なのかという、去年スタートして、なぜすぐスタートできなかったのかという疑問も残しながら、質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、ちょっと長いです。24時間対応サービスというふうに言わせていただきますけれども、まず、この進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

24時間対応サービス、これにつきましては、今、議員御案内のとおり、平成24年4月から導入をされました新しいサービスでございます。住みなれた自宅での生活を継続するというための重要なサービスの一つというふうに認識をしております。

この24時間対応サービスにつきましては、第5期計画で平成26年度までの間に市内に1事業所の整備、これを計画の中で見込んでおります。このことから、現在、9月末までの期間で、整備運営法人を今公募しているという状況でございます。

この公募がことしの8月になったという点でございますけれども、昨年4月の時点でスタートした制度でございますが、4月の時点で既に24時間対応サービスと、これを導入できる状況にありましたのは、県内では、その前の年からモデル事業としてやっていたものが移行してきた千葉市、それから君津市、この2市だけでございます。本市といたしましては、この新しいサービスの導入に当たりますの課題あるいは事業の採算性、こういったことを見きわめまして公募条件を検討したいと、ということから、千葉市、君津市を中心といたしました先進市の運営状況を一定期間、調査・研究をさせていただきたいと、その上で実施をしたいということで、この8月から公募を始めたということでございます。

そこで、本市の公募に当たっての対応策という部分についてでございますけれども、今、議員のほうからお話しもありましたけれども、平成24年度、昨年度、全国です、この24時間対応サービスを整備すると、こういう計画を立てた自治体189あったんですが、お話しありましたけれども、実際には整備ができたのは120の自治体にとどまったと、こういった報道もございます。この理由につきましては、厚生労働省の調査では、参入を検討する事業者には新しいサービスの事業実態が十分に認識がされていないという結果が示されておりまして、事業者が人員体制の確保あるいは採算性の面で参入をちゅうちょしていると、ということにつながっているのではないかなという推

測がなされております。

そこで、このような状況の中で本市において公募実施をしておりましてけれども、その対応策といたしまして、公募の条件としては、事業所の所在地の地域要件を設けない、広く事業所を募集すると。それから、その一方で、サービスの質を確保するために、事業者からの提案を受けて、サービス提供の内容や財務状況などを審査するためのプロポーザル方式の実施というふうにいたしました。

それから、本市での公募をやはり広く周知をしなきゃいけないということで、公募を開始した後すぐに、市内でグループホームなど地域密着型サービスを行っている事業者には、公募してますよということをお知らせをいたしまして、それから、近隣市で既に24時間対応サービスを実施している事業者に対しましても、個別的な通知という形で公募周知を図っている、こういうところがございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

1回目の質問で、今後、今、第5期介護保険事業計画が進められている中でありますけれども、これはもう全国でも、どなたでも予測している状況であります、少子高齢化に向かい、第6期以降も、高齢者増加に伴う介護給付費等の事業費が膨らむということは述べさせていただきました。こういう状況の中で、国は、社会保障制度と税の一体改革の中でもいろいろな案を示されておりますけれども、平成37年度、うちが基本構想・基本計画が終了する年度になると思っております、この年度の高齢化率、そして介護率、そして保険料、私たちが支払う介護保険料、これをどのように見るかということで、第6期計画の計画の内容が変わってくるということも言われておまして、平成37年度を、一部では保険料が1万円ぐらい行くんじゃないかと。今の状態で行くと、そういう計算も必ず出てくるという中であります、今、国でも検討している状況でありますけれども、そこを見越した中での第6期事業計画になっていくということを伺いましたけれども、本市では第6期事業計画を進めるに当たって、どのような見通しをされていらっしゃるのか、お尋ねします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。お答えをいたします。平成37年度の高齢化の状況ということかあら、まずお答えをしてみたいと思っておりますけれども、平成37年度、これは団塊の世代の方が75歳以上になるという年になります。この平成37年度におきまして、本市の65歳以上の高齢者人口については4万人、それから高齢化率については23%台と、こういうふうな推計をしているところでございます。それから、要介護認定者数ですけれども、後期高齢者の増加がございますので、7,000人程度にまで増加をするのではないかなと、そういう想定をしているところであります。

こういった状況を踏まえまして、第6期計画において、そういった長期的な視点をどのように組み入れるのかと、こういう御質問だったと思っておりますけれども、この計画は、基本的には計画期間の3カ年の介護給付の見込みなどを作成をすると、こういうのが基本ですけれども、今お話しございましたように、サービスの供給体制、こういったものは、現状とともに今後の高齢化の状況を踏まえる必要があるというふうに認識をしております。したがって、長期的な視点、こういったことを加味して作成をしていくということも重要でございます。そのため、第6期計画におきましては、今年度実施をしております高齢者等実態調査で、現状のニーズ、これをまず把握をするということとともに、平成37年度までの高齢化率あるいは要介護認定者数、こういったことの推計も改めてし直

すということの中で、作業を進めてまいりたいというふうを考えております。

具体的には、これらの調査結果や推計値あるいは介護保険運営協議会の御意見等をもとにいたしまして、高齢者ができるだけ介護に必要な状態にならないようにするための介護予防事業、これは議員からも御指摘強くございましたけれども、介護予防事業、これをどのように展開をしていくかということが1点。それから、たとえ要介護状態になったとしても、住みなれた地域で安心した生活を続けられる、そうするための居宅サービスあるいは施設サービスを計画的にどうやって位置づけていくのかということが2点。そして、やはり市民の方に御負担をいただく介護保険料ということとのバランス、これはしっかりととっていかなきゃいけないというふうを考えておりますので、これが3点目。この3点につきまして十分検討し、将来的にも持続可能な計画の一部となるような、そういった第6期計画になるように策定をしまいたいというふうを考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今、保険料の試算はどうなんだという話が出ておりましたけれども、また今後、保険料の試算もしっかり出していただく中で、その保険料とのバランスを考えた施策展開を行っていただきたいと思います。またこれは後ほど質問をさせていただきたいと思います。

次に、2点目に質問しております健康づくりと疾病予防について再質問させていただきます。

今議会でも多くの皆様が質問をされておりました。私は、糖尿病重症化予防対策事業について、平成22年度の12月議会で質問させていただいておりました。そのときの状況におかれましては、平成23年度で実施したいという積極的な答弁を、当時は市民経済部でございましたけれども、いただいております。その後、さまざまなことを考慮しまして、2年おくれで保健福祉部での事業化となった状況でありますけれども、事業化になりましたことに関しては敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。で、この事業の具体的な取り組みを伺いたいと思います。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。糖尿病の重症化予防事業でございます。具体的な事業内容という御質問でございます。議員からは以前から御要望いただいておりますにもかかわらず、事業化がおくれたということにつきましては大変申しわけございませんでした。この事業は、特定健康診査の結果、いわゆるメタボリックシンドロームには該当しないけれども、糖尿病のリスクのあるという方に対して今年度から開始をした相談事業でございます。

具体的な支援方法でございますけれども、対象者と個別に相談をしながら、運動習慣や食生活、たばこなどの嗜好に関すること、あるいは生活リズムなどの生活習慣の状況について伺います。そして、対象者自身が主体的に取り組むことが可能な生活習慣の改善目標、これを立てるということの支援を行ってまいります。例えば、毎日体重をはかるとか、あるいは毎食、野菜を食べるとか、こういった具体的な改善目標を立てるということになります。この相談期間につきましては約6カ月を目安にしております、電話や面接によって、その身体状況あるいは生活習慣の変化、こういったものを確認をしながら、その改善目標に向けた取り組みが継続をできるよう支援をしているところでございます。ただ、やはり対象者にとって負担の大きい改善目標となっている場合もございます。そういった場合はその都度、見直しを行いまして、目標に向かって無理なく継続できるということが一番重要でございますので、これを目指しております。

今年度始めているところですが、現時点において課題として2点ほど出てきておりますけれども、1点目は、勧奨いたしましても、まず面接にさえ至らないといいますが、面接の支援にも至らないと、

こういった現状はどうしてもございます。その理由をお伺いしますと、自分にはそんな自覚症状はないよとか、あるいは仕事をしていて時間がない、こういった理由を挙げられるところであります。

それから、2点目といたしましては、この事業では、重症化予防あるいは発症予防と、こういうことを目的にしているわけですから、その対象者を早期に把握をするためには、その前段階である特定健康診査、これの受診者をふやさなければならないということがございます。このようなことから、今年度はモデル的に津田沼地区において、特定健康診査の受診をされていない未受診者に対して個別に訪問をして、特定健診を受診しない理由と、こういうものをお尋ねをしているんですけども、自分は健康だから大丈夫だよとか、あるいは特定健診、通知来てたけど、行くのを忘れてたとか、特に理由はないけど、受けないとかですね、こういった声は今上がってきているというふうなところでございます。

こういった2点の解決のためには、やはり市民の健康に関する意識を、これをさらに向上させていくという必要がございます。糖尿病ということだけではなくて、生活習慣病全般につきましての知識のさらなる普及啓発、それから年齢や健康意識のレベルに……、こういった知識の普及啓発をですね、年齢や健康意識のレベルに合わせて行うとか、そういった形、あるいは若い世代から継続した保健活動の中でそういったことを実施していくと、こういうことで、ぜひ特定健康診査の受診率向上、これを図っていきたいというように考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。本当に一軒一軒歩いて受診勧奨しているということ、大変な作業だと思っております。私たち市民がもう一度、健康について改めて考えていく必要があると思えます。

先日、新聞に、国民健康保険加入者のレセプトのデータベース化、昨日も議会で出ておりましたけれども、このデータベース化と、それから今回の糖尿病などの重症化予防につなげるために、広島県呉市ですね、これは独自の事業ですが、治療費が高額になる糖尿病性腎症の重症化を予防する事業にも力を入れていると。これは広島大学や地元医師会と連携した取り組みで、レセプトのデータから糖尿病などの患者を抽出し、対象者に独自の予防プログラムへの参加を促すものであるという形で、このような取り組みもやられているということでございますので、本市にもまた前向きな取り組みを御期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、健康づくりについて再質問させていただきたいと思えます。全部つながってくるんですけども、今年4月に本市は健康なまちづくり条例が施行されました。そして、来年度、平成26年度から始まります次期基本構想には、将来都市像を実現するための3つの目標の一つとして、健康なまちを掲げていただくことができました。ありがとうございます。いよいよ高齢社会に向かって一人一人が健康への、今、再複になります、意識を高めて、地域で元気に暮らしていくことを目標に取り組むことが必要であるというふうに認識しております。

そこで、以前、私も提案させていただいております健康都市宣言、この取り組みをしていく必要があるんじゃないかということを行いました、実は、大分県由布市で昨年の3月に、10年、20年後を見据えて健康な市民がふえ、安心して暮らせる市を目指すのが目的として、健康立市宣言大会を開催されております。そしてまた、健康マイレージ事業なども取り入れて、健康づくりを積極的に取り組んでいるということが言われておりますが、本市でもぜひ健康都市宣言大会の開催と健康マイレージ事業の導入を提案していきたいと思えますが、いかがでしょうか。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。健康マイレージ制度と健康都市宣言、この2つの御質問をいただいております。

マイレージのほうから御答弁をさせていただきますけれども、健康づくりに取り組んだ場合にポイントが付与されて特典が受けられる制度ということでございます。今、議員のほうから大分県由布市というふうな例を挙げていただきました。近くではお隣の千葉市でも、これに取り組んでおりまして、千葉市では、健康づくり活動に取り組んだ自治会や自主グループなどの地区組織と市内の事業所にポイントが付与されると。地区組織はポイントに応じて景品を受領ができる、事業所は健康づくり推進事業所という形で認証を受けると、こんな制度でございます。

本市におきましても、これに似たような形で、平成22年度から23年度にかけまして、スタンプカードを使いまして、ウォーキングの目標を達成された方に記念品を贈呈すると、こういう取り組みを行っております、市民の皆さんに日々の健康づくりの目標を持っていただく、そういう効果があったのではないのかなというように考えております。

現在、健康意識調査、これを実施をしておりますけれども、この中で市民活動団体に対しましては、本市が健康づくり活動を対象としたポイント制度、これを導入した場合に、活動を継続する際の動機づけになりますかと、こういった質問も設けてあります。あるいは、事業所に対する意識調査の中でも、健康づくりに取り組んでいる事業所を推進事業者として認証する制度を導入した場合に、健康づくりに取り組む動機づけになるかと、こういった質問項目を設けております。こういった調査をしておりますので、今しておりますので、この調査結果を分析をしながら、市民の皆さんにやっぱり目標を持って健康づくりに取り組んでいただくということが重要ですので、そういった意味で、ポイント制度につきましても導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、健康都市宣言のほうでございますけれども、これは平成24年の第1回定例会で議員のほうから健康都市宣言として取り組む考えはないかと、こういう御質問を頂戴したときに、当時はまだ、健康まちづくり条例はこれから策定しますよというときだったんですけれども、健康まちづくり条例の策定とあわせまして健康都市宣言についても検討していくと、こういった御答弁をさせていただきます。

現在、本市では、健康なまちづくり条例の推進ということで、職員はもとより、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者に対して、さまざまな機会を捉えまして、条例の趣旨あるいは目的の周知に今、努めているところであります。

また、今申し上げましたように、健康意識調査を実施をしておりますけれども、この結果を踏まえた新たな健康まちづくり基本計画、これを平成26年度、来年度に策定をしてまいります。

こういった状況を踏まえまして、健康都市宣言につきましても、本市の健康なまちづくりに取り組む決意、これを明らかにして内外に発信していく上で、非常に効果的な手法の一つというふうに認識をしております。今後、関係団体や関係部署との協議を進めてまいりたいと考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

では、最後に、教育行政について質問を移らせていただきます。

本市における、食物アレルギーと診断されて学校で除去食を行ったり、食物摂取に気をつけなければいけない児童・生徒がいらっしゃいますけれども、当局から資料をいただいた中では、小学校

で在籍者数が8,887名のうち178名、約2%。中学校では、在籍者数4,282名のうち70名で、1.6%という御報告をいただいております。今回このような痛ましい事故があったんですけれども、本市として国のガイドラインがどのように活用されてきているのか。また、研修をどのように行っているのか、その研修の参加人数も含めて、御答弁をお願いします。

◎**学校教育部長(辻利信君)** 御質問にお答えいたします。ガイドラインの活用についてではありますが、主に2点あります。その1点目に、ガイドラインに示されております学校生活管理指導票を食物アレルギーのある児童・生徒の保護者、家庭に配付をしまして、それをもとに保護者と給食対応の具体的な協議をして、個別の対応をしているところでございます。

2点目として、アナフィラキシーの症状の進行が速く、自分で、子ども自身がですね、エピペンを打つことができない場合の対応としまして、教職員がエピペンを打つことが、文部科学省の通知によりまして、医師法に違反しないということが見解として出されましたので、緊急時の適切な対応が図れるように、学校の救急態勢の確立に取り組んでいるところでございます。

次に、アレルギー研修についてお答えをいたします。

平成21年5月、習志野市学校保健会において、小中学校の職員、ほかに学校医、PTA代表を対象に、学校における食物アレルギーの対応についての研修を実施いたしました。また、年1回、養護教諭、栄養士、保健主事等の対象の千葉県主催のアレルギー研修会があり、各学校に周知し、参加を呼びかけているところであります。その参加人数ですけれども、平成23年度が8名、平成24年度が10名、平成25年度が4名の参加でありました。なお、今年度、市の研修としましては、先ほどの教育長答弁にありましたが、これまで4回実施をしております。それぞれの実施状況は、5月21日、40名、7月31日、99名、8月26日、23名、8月29日、23名、このような参加の報告がありました。以上でございます。

◆**15番(真船和子君)** はい。ありがとうございます。

では、次に、本市でエピペンを持参する児童・生徒がどのくらいいらっしゃるのか。そして、そのときの対応についてお尋ねします。

◎**学校教育部長(辻利信君)** はい。本市で学校にエピペンを持参している児童・生徒数でございますが、小学校が11名、中学校が3名、高等学校が2名、合計16名おります。

各学校では、エピペンを持参することを保護者から連絡があった場合、全教職員に対して、養護教諭が中心となって、アナフィラキシーの対応について、エピペンのモデルを使った講習会を実施しております。学校で行う講習会の内容としましては、1点目として、食物アレルギーとは何か、そして、その症状、アナフィラキシーの判断等の基礎知識。2点目として、アレルギー対応児童・生徒の状況についての報告。3点目として、食物アレルギー対応給食の提供並びに除去食品の確認の流れ。4点目として、エピペンの使用時の注意点と、その方法。5点目として、救急搬送時の救急隊への申し送り等でございます。

なお、教育委員会としましては、学校の養護教諭が校内での講習会を開催する際には、使用する資料の提供ですとか、エピペンのモデルを貸し出し、さらに指導を徹底しているところでございます。以上です。

◆**15番(真船和子君)** はい。ありがとうございます。アナフィラキシーショックは、先ほど教育長もお話しされておりましたけれども、命にかかわる問題でありますので、危機感を持って取り組む必

要があります。

このたびの東京調布市の事故は、乳製品アレルギーがある児童が給食のおかわりをした際に、教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因とされております。本市においても今年度に入り、学校給食によるアナフィラキシーショックの救急搬送があったと伺っております。それは何が原因であったのか。そして、それを受けて安全対策委員会を設置したのか。そして、原因を十分検証されてきたのか。その後の対応についてお尋ねいたします。

◎学校教育部長(辻利信君) はい。御質問にお答えします。アナフィラキシーショックの症状で救急搬送がされたことについての原因はですね、アレルギー対応指示書の確認が不十分であったというふうに教育委員会では認識しております。

その後の対策といたしましては、校長、教頭、養護教諭、栄養士、担任などをメンバーとする安全対策の会議を開催いたしました。協議した内容としましては、1つ目として、保護者と交わした食物アレルギー除去食の内容を記載したアレルギー対応指示書をもとに、毎回、担任と栄養士が確認すること。2点目として、アレルギーの食品をわかりやすく目立つように表記すること。3点目として、かごなどで、ほかの給食、ほかの子どもたちの給食とまざらないようにすること。4点目として、子どもに渡すときには、声出しをして確認をすること。今後も、学校において徹底した予防対策等、子どもたちの安全・安心を守るように、指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

何度も言います。子どもの命にかかわる問題でございます。ぜひ危機管理を持っていただきまして、今後は学校長の判断が重要なことになってまいりますので、そういう点も踏まえまして、組織体制の充実、ここを徹底して行ってやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になります。通学路についての質問をさせていただきます。

元来、要望しておりました通学路の合同点検を行っていただきまして、そして、協議会も設置をしていただいて、今年度実施をされたということでございますので、ありがとうございます。その通学路合同点検によって講じた対策の効果について伺います。

◎学校教育部長(辻利信君) はい。通学路合同点検はですね、今年度につきましては、今のところ、点検をして、その対応策を協議しているところでございますので、対策等については、昨年度どのような結果になっていたかということで御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

昨年7月に実施した緊急合同点検では、要注意箇所33カ所を点検いたしました。習志野市や警察署、学校による対策が済んだ箇所としましては、そのうち16カ所です。対策を予定している箇所につきましては、そのうちの7カ所。対策が未定の箇所は10カ所ございました。

対策を講じた16カ所の中でですね、一例を申し上げますと、谷津1丁目、津田沼中央病院前の道路では、交通量が多いにもかかわらず歩道と車道の区別がなく、危険でしたが、このたびの対策により、歩道と車道を分ける白線並びに横断歩道、停止線の白線が塗り直され、歩道と車道を見やすくするようになりました。

また、鷺沼台2丁目の丁字路ではですね、横断歩道、信号機がなく、子どもたちは登下校するのに遠回りをして通学をしている状況でしたが、このたびの対策により、信号機、横断歩道が設置された結果、交通量が整理され、遠回りをせずに子どもたちが通学できるようになりました。

今後も道路管理者、警察、学校、保護者と連携をとり合って、児童・生徒の通学路の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

◆15番(真船和子君) はい。よろしく願いいたします。

次に、都市整備部にお尋ねいたします。私は、以前、通学路ですが、実籾2丁目41番地先交差点の隅切り確保についてお尋ねしております。その当時、市長の御答弁の中には前向きな御答弁をいただいております。宮本市長からですが、「部分的な用地確保も視野に入れて検討していきます」と。マルハンの出店計画による交通安全の指摘以前から、ここは本当に危ないところだよと、市長も十分認識をしてくださって、前向きな答弁をいただいております。ここについての進捗状況について、お尋ねいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。ただいま御指摘ございましたように、実籾交差点でございますけれども、経過を若干振り返りますと、今回のマルハンの計画が浮上する以前から、いろいろな方面からの御指摘ございました。真船議員からも御指摘がございましたし、それから、まちづくり会議あるいは通学路を通う子どもたちをお持ちの保護者の方たちから、改善を要望されてきたという経過がございます。何か、マルハン計画が浮上したことに伴いまして行政が泥縄的に対応してるんじゃないかという、こういう印象をお持ちの向きもあろうかと思っておりますけれども、実態といたしましては、もう数年前から私どもとしても、何とかできないかということで取り組んできたという経過がございます。

ただいま御指摘の箇所につきましては、信号待ちの歩行者のたまり場がない、あるいは歩道の幅員が一歩道といましようか、歩行のための幅員が狭いということで、安全確保が急がれております。そういったことで、抜本的な対策はもちろん都市計画道路の整備ということになるんですけれども、当面の対策といたしましては、部分的な用地確保を視野に入れた改良案、これの作成に入っているところでございます。この案をもとにいたしまして、土地所有者の方と話し合いの場を設けてまいりたいというふうに考えております。さらに、歩行者の通行帯につきましては、昨日、宮内議員からの御質問にもありましたとおり、道路南側の電柱移設などの一連の対策にあわせまして、できる限り幅員を確保するという方法によりまして、路肩部分の着色ですとか、安全施設の設置方法を検討し、早期改善に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。コスモステージマンションの前の子どもが通る歩道、ここも歩道がありません。ここにカラーのラインを引く等の手法を早急にまたやっていただきたい、そのように要望させていただきます。

もう一点、通学路ですが、実花小学校から東習志野8丁目に通るヨーカドー前の歩道が、自転車と児童が接触していくという危険があることから、自転車通行帯を分けた線を引いてほしいということがございましたけれども、これについては、どのような進捗状況になっておりますか、お答え求めます。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。ただいま御指摘の箇所は、東習志野のイトーヨーカドー前の歩道でございます。この路線の対策につきましては、平成24年度に学校のほうから提出をされました通学路の改善要望の中でも触れられております。私どもからも回答させていただいたんですが、所轄警察からは、当該歩道が幅員がやや広い、自転車歩行者道として指定されていると、こういったことから、自転車通行帯を設けて通行区分を規制することはできない、このような回答をい



ただいたところでございます。

したがいまして、私どもとしてできることをまずやろうというふうなことで、早期に実現可能な対策といたしまして、自転車と歩行者の通行空間の目安として、路面標示により、自転車と歩行者をそれぞれに誘導する、こういったことでの注意喚起を促す対策を道路管理者の事業として実施をしております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。先日も本市の小学生の事故がございました。対策・改善の要望のところだけのチェックではなくて、改めて学校ごとに総点検をしていただいて、ヒヤリ・ハット、子ども、保護者、それから先生が、どこが危ないのかということを改めてチェックをした中で、緊急に整備していただくことを要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。